

○平成二十六年総務省告示第二百四十二号（端末設備等規則の規定に基づくインターネットプロトコル移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件）の一部改正案 新旧対照表

（傍線部は変更部分）

改正後	改正前
<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの（以下「インターネットプロトコル移動電話端末等」という。）の送信タイミングの条件等は、以下のとおりとする。</p> <p>一 送信タイミングの条件</p> <p>インターネットプロトコル移動電話用設備から受信したフレームに同期させ、かつ、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示されたサブフレームにおいて送信を開始するものとする。この場合において、当該送信の開始の時における送信タイミングの偏差は、(±) 一三〇ナノ秒の範囲であること。</p> <p>二 ランダムアクセス制御の条件</p> <p>1 インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、一三サブフレーム（無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する場合にあつては、四〇三サブフレーム）以内のインターネットプロトコル移動電話用設備から指示された時間内に送信許可信号をインターネットプロトコル移動電話用設備から受信した場合は、送信許可信号を受信した時から、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された六サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレームに情報の送信を行うこと。</p> <p>2 インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、送信禁止信号を受信した場合又は一三サブフレーム（無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する場合にあつては、四〇三サブフレーム）以内に送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかつた場合は、再び前号の動作を行うこととする。この場合において、再び同号の動作を行う回数は、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示される回数を超えないこと。</p> <p>三〇五 （略）</p>	<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの（以下「インターネットプロトコル移動電話端末等」という。）の送信タイミングの条件等は、以下のとおりとする。</p> <p>一 送信タイミングの条件</p> <p>インターネットプロトコル移動電話用設備から受信したフレームに同期させ、かつ、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示されたサブフレームにおいて送信を開始するものとする。この場合において、当該送信の開始の時における送信タイミングの偏差は、(±) 一三〇ナノ秒の範囲であること。</p> <p>二 ランダムアクセス制御の条件</p> <p>1 インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、一三サブフレーム以内のインターネットプロトコル移動電話用設備から指示された時間内に送信許可信号をインターネットプロトコル移動電話用設備から受信した場合は、送信許可信号を受信した時点から、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された六サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレームに情報の送信を行うこと。</p> <p>2 インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、送信禁止信号を受信した場合又は一三サブフレーム以内に送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかつた場合は、再び前号の動作を行うこととする。この場合において、再び同号の動作を行う回数は、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示される回数を超えないこと。</p> <p>三〇五 （略）</p>